

国地契第30号
国技建第157号
国営計第55号
平成20年10月3日

各地方整備局総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房
地 方 課 長
技 術 調 査 課 長
官庁営繕部計画課長

「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」等の一部改正について

今般、低価格入札対策の更なる強化を図るため、「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」等の一部改正について（平成20年10月3日付け国官総第445号、国官会第1162号、国地契第29号、国官技第156号、国営計第54号、国総入企第11号）により「緊急公共工事品質確保対策について」（平成18年12月8日付け国官総第610号、国官会第1334号、国地契第71号、国官技第242号、国営計第121号、国総入企第46号）が改正されたことに伴い、施工体制確認型総合評価落札方式及び低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査を定めた関連通知の一部を下記のとおり改正し、対象工事を拡大することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

- 1 「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成18年12月8日付け国地契第72号、国官技第243号、国営計第117号）記1（1）中「2億円以上の一般土木工事、鋼橋上部工事及びプレストレスト・コンクリート工事」を「1億円以上の工事」に改める。
- 2 「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成18年12月8日付け国地契第76号、国官技第245号、国営計第123号）記1（1）及び（2）中「2億円」を「1億円」に改める。

附 則

この通知は、平成20年10月20日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

○施工体制確認型総合評価落札方式の試行について（平成18年12月8日付け国地契第72号、国官技第243号、国営計第117号）（抄）

改 正 後	現 行
<p>1. 対象工事</p> <p>(1) 「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）に基づき行われる工事で、すべての評価項目が標準ガイド第1Ⅲ1(1)に定める必須以外の評価項目である工事のうち、地方整備局長及び事務所長（以下「地方整備局長等」という。）が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める予定価格が<u>1億円以上の工事</u>において試行することとする。なお、その他の工事であっても、地方整備局長等が必要と認める場合には試行できるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>1. 対象工事</p> <p>(1) 「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）に基づき行われる工事で、すべての評価項目が標準ガイド第1Ⅲ1(1)に定める必須以外の評価項目である工事のうち、地方整備局長及び事務所長（以下「地方整備局長等」という。）が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める予定価格が<u>2億円以上の一般土木工事、鋼橋上部工事及びプレストレスト・コンクリート工事</u>において試行することとする。なお、その他の工事であっても、地方整備局長等が必要と認める場合には試行できるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

○低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について（平成18年12月8日付け国地契第76号、国官技第245号、国営計第123号）（抄）

改 正 後	現 行																
<p>1 特別重点調査の実施対象</p> <p>(1) 特別重点調査は、予定価格が<u>1億円</u>以上の工事（港湾空港関係を除く。）において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額と同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないもの及びこれと同等と認めて別に定める者に対して行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>直接工事費</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75%</td> <td>70%</td> <td>60%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 予定価格が<u>1億円</u>未満の工事（港湾空港関係を除く。）において、地方整備局長等（地方整備局長及び事務所長をいう。以下同じ。）が必要と認めて試行することとした場合についても同様とする。</p> <p>(3) （略）</p> <p>2～6 （略）</p>	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	75%	70%	60%	30%	<p>1 特別重点調査の実施対象</p> <p>(1) 特別重点調査は、予定価格が<u>2億円</u>以上の工事（港湾空港関係を除く。）において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額と同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないもの及びこれと同等と認めて別に定める者に対して行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>直接工事費</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75%</td> <td>70%</td> <td>60%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 予定価格が<u>2億円</u>未満の工事（港湾空港関係を除く。）において、地方整備局長等（地方整備局長及び事務所長をいう。以下同じ。）が必要と認めて試行することとした場合についても同様とする。</p> <p>(3) （略）</p> <p>2～6 （略）</p>	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	75%	70%	60%	30%
直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等														
75%	70%	60%	30%														
直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等														
75%	70%	60%	30%														